

法 律 で あ な た を 照 ら す ナ ビ ゲ ー シ ョ ン ・ マ ガ ジ ン

ほうてらす

法テラス被災者支援——7

法テラス南三陸
10/3業務開始

法テラス5周年を迎えて——8

スタッフ弁護士からの
メッセージ——10

連載コラム——11

vol.18 2011.10.1

秋
Autumn

特集

法教育最前線

インタビュー——2 特別寄稿——4 イベント紹介——5 学習協力——6

法教育最前線

法の専門家ではない市民や子どもたちに、法に基づいた考え方を身につけてもらう「法教育」。新しい学習指導要領のもと、本年度から小学校で「法教育」授業が本格的に開始され、中学、高校でも今後段階的に実施されていきます。学校や社会に「法教育」を根づかせるにはどうすればよいのか。今号は、法教育に精力的に取り組んでいる弁護士、教育の現場で法教育に携わる現役教師、そして、高校生たちの取組みを紹介するなどして、「法教育」のこれからを考えます。

※特別寄稿をお願いした武藤立樹教師、ならびにインタビューにご登場いただいた春田久美子弁護士は、法務省平成22年度法教育懸賞論文で、それぞれ最優秀賞、優秀賞を受賞されています。お二人の論文は次のホームページで閲覧可能。
http://www.moj.go.jp/house/shihouse/house01_00041.html

法教育で養う考える力、伝える力

■瀧澤 法テラスでは、「法教育」の普及に貢献したいと考えており、今回、学校への出前授業などで実績のある春田久美子弁護士にお話を伺うことにしました。早速ですが、学校の先生方は、法教育は難しいものだと受け止めておられるのでしょうか。

■春田 福岡県弁護士会では、昨年の秋に、先生たちと教材開発等を行う「法教育研究会」を、この春には、出前授業などの窓口となる「法教育センター」を立ち上げました。私はセンターの広報担当で教育委員会などを回っていますが、皆さん、法教育の「法」という漢字で身構えてしまいうようです。

■瀧澤 「ルール教育」と言ったほうが受け入れやすいのでしょうか。

■春田 小学校の場合は特にそのようですね。あと、学校現場では、弁護士会だけ

でなく、司法書士会連合会や裁判所、法務省からも「法教育をやっています」とアプローチがあり、どこに依頼したらいいのか戸惑うとも聞いています。とにかく難しく思うと聞かれることが多く、何とかハードルを下げたいのですが……。ところで、「PISA」をご存知ですか。

■瀧澤 OECD（経済協力開発機構）の国際学力調査ですね。フィランドが高く、最近では上海も伸びてきているとか。

■春田 そのような国と比べ、日本の子供は言語能力（思考力・判断力・表現力）が劣っているとの結果が出たため、国はこの分野のスキルアップを目指し



高校での出前授業の様子

インタビュー コミュニケーション能力を育み、自ら問題解決する力



親しみやすい雰囲気です。生徒にも人気の春田久美子弁護士

ているようです。私は、まさに言語能力やコミュニケーション能力の向上に、法教育はとってもフィットするのではないかと考えています。自分とは異なる意見を聞いて「そんな考えもあるんだ」と気づいたり、自分の考えを表現するための教育という切り口で法教育を考えてもらえば、国の方針にも合致します。

■瀧澤 考える力が肝心ですが、考えたことを相手に伝えられないと意味がないし、伝えるには順序も大事。頭の中で構成を考えて順序良く話すと、相手にも分かっているように見える。教育の核心部分ですね。

■春田 この前、法教育研究会で、ある先生から「今の子供はワーク

シートに書き込むことはできるけど、発表したり言葉で伝えたりするのは苦手」という話を聞き、法教育を役立てられないかと。

■瀧澤 その研究会は、広がっていますか。

■春田 少しずつ広がっています。「研究会があるから来てください」とだけ言っても誰も来てくれないし、出前授業の要請も来ないので、とにかく実践する。校長先生が多く集まる研究会で講演を頼まれたときも、時間の半分は即席で模擬裁判をやりました。大半が校長先生なのでどうなるかと心配しましたが、「こんなに楽しい授業なら子供たちにも受けさせたい」と、実際にオファーが何件か来しました。

■瀧澤 東京都文京区のエデュコムから、東京地方事務所に「法教育について講義をしてほしい」との依頼があり、スタッフ弁護士2名が対応しました。「考える力」と「表現力」を中心に講義をしたと聞い

ていますが、好評だったようです。また、講義形式だけではダメだろうということ、役を決めてロールプレイングする参加型の講義にしたそうです。

■春田 私も参加型にしています。必ず票が割れるようなシナリオを作り、こんなにいろいろな意見があるんだと分かってもらう。弁護士や検察官のバッジといった小道具も作り、使っているんですよ。

■瀧澤 小中学生には喜ばれるでしょう。■春田 先生の卵である教育大学の学生さんにも好評でした。講習後「このバッジを記念に持って帰ってもいいですか」って(笑)。教頭先生が被告人役とか、身近な人たちが一緒にやってくれると子供たちは盛り上がります。先生に「被告人の服装はどういったものがいいでしょうか」と聞かれたので、「ジャージとサンダルが多いですね」と答えたら、本当に泥棒みたいな格好で来られた。「今時こんな人はいませんよ」と(笑)、先生方も役作りにこだわってくださいます。

法テラスが学校と弁護士を橋渡し

■瀧澤 これは埼玉の例ですが、副所長を務めておられる地元の弁護士さんの中に法教育に熱心な方がおられて、平成19年頃に「出張法テラス@学校」という取組みを始められました。埼玉県内限定ですが、スタッフ弁護士等が無料で講師として学校に向くという取組みをしており、年間10件ぐらい呼ばれているそうです。■春田 学校にも弁護士にも熱心な方が

いらっしやるので、あとは橋渡しがあれば、ぴったりはまるんですよね。法テラスと弁護士会が協力して、お互いの強みを活かせば……。

■瀧澤 スタッフ弁護士の数は限られているし、本来の業務もあるので、やはり主役は実務家の皆さんです。弁護士さんは、実務家の中でも重要な役割を担われていると思います。ただ一般の方には、裁判官や検察官は怖い、弁護士さんにも近づき難いと感じている方も多い。そこで、法テラスとしては「会ってみれば普通の人ですよ、話だけでも聞いてもらえますか」と、顔つなぎだけでもお役に立てればと思います。

■春田 そうしていただければいいです。がたいです。そしてコラボできれば、学校の先生も法教育がどんな授業かお分かりになり、拡がっていくと思います。

弁護士も検察官も、人が一番シビアに対立する現場にいる。そんな私たちだからこそ伝えられることがある。争いごと、コミュニケーションによって良い形で収まればそれに越したことはない。そういうアプローチで私たち法律家関わっていただけたらと考えます。1年間に1回、50分の授業しかないかもしれませんが、その50分が子供たちにとって刺激的だったり、ちょっととした気づきやヒントになる時間になったら素敵だなと思っています。

よりよい社会に近づくための法教育

■瀧澤 もう一つ、我々がずっと取り組んできたテーマですが、一般社会人への法

教育的な取組み、これは教育というよりも積極的な情報提供といった方が適切かもしれません。が、そのような取組みについて、何か名案はありますか。

■春田 そうですね、これはある弁護士が言ったことですが、「福岡は飲酒運転や交通事故がすごく多いけど、何で減らないんだらう。こういうことを考えるのが法教育なんじゃないか」と。確かに現実問題として、福岡はお酒を飲むことに寛容な印象もあるし、少年事件や性犯罪も多い。地域独自の何らかの原因があるのなら、それを見つめ変えていくことも、広い目で見れば法教育かなと思っています。交通事故で、人をひいてしまったら民事責任、刑事責任を負わなければならないとか、その現実を伝えたりするのも一つの方法でしょう。

■瀧澤 問われることになる責任と被害に遭った人の状況の両方を教えると、防止効果があるかもしれませんね。

■春田 より良い社会に近づいていくためにルールがあり、現実には被害が発生すればこうなってしまうんだと伝えることで、その人の意識が変わるのをサポートする。■瀧澤 そういったものも含めて、広い意味での法教育と言えるところがいいのかもしれないですね。考える力が重視される法教育があり、相手によっては知識を伝えることが重視される法教育もある。

■春田 私もそう思います。「あなた間違っていますか？」と問い掛け続けることも法教育でしょうから、いろいろ考

えられます。

■瀧澤 最後に、今後法テラスに何か期待することはありますか。

■春田 法テラスは、公的な機関で信頼感があります。また、自治体との連携や地域密着、スタッフ弁護士の機動力、組織力、オールジャパンで何かできるというのが強みだと思います。法テラスには、そこを経由して私たちがいろいろな学校に行ける、現場と一人ひとりの弁護士をつなぐ「中継基地」のような役割をお願いできたらと思います。

■瀧澤 かしこまりました。本日はありがとうございました。



春田久美子弁護士と聞き手の瀧澤一弘検察官。授業で小道具として使っている弁護士記章と検察官記章(秋霜烈日)を胸に

春田久美子

はるた・くみこ

平成元年、九州大学法学部卒業。政府系金融機関に3年勤めた後、司法試験受験のために退職。5年に司法試験に合格し、裁判官に任官。福岡地裁小倉支部に勤務当時、広報担当となり、市民と司法の橋渡し役の魅力に目覚める。18年に弁護士に転職。23年、法務省「平成22年度法教育懸賞論文」で優秀賞受賞。

インタビューを終えて

法テラス事業企画本部長代行、法制企画室長、総務部付 瀧澤一弘(聞き手)

懸賞論文を拝見したときから感じていましたが、法教育に対する並々ならぬ熱意をお持ちで、楽しく有意義なインタビューになりました。これからの活動にも期待しています。

特別寄稿

法務省「平成22年度法教育懸賞論文」最優秀賞受賞者からの提言

学校教育の

現場から見た法教育

平成23年度より小学校から順次実施される新学習指導要領において、小学校から高校までの複数教科の学習内容に「法に関する学習（教育）」の充実が盛り込まれた。これに先立ち、平成21年からは裁判員裁判も開始され、学校現場では「法に関する学習」の充実が喫緊の課題となっている。しかし、「法に関する学習」の充実をめぐり学校現場の対応はなされていなかったり、混乱を来しているところが多い。

その理由は、単に学校現場に怠惰な風潮が蔓延しているからというわけではない。一つには名称の混在が挙げられる。新学習指導要領においては、「法に関する学習（教育）」と表記されたが、その学習内容は従前より日弁連や法務省が提唱・推進していた「法教育」と同義であると考えられる。よって本稿での呼称は、法教育に統一する。この名称の混在問題は、現場において両者を全く別々のものとして捉える誤解を生んだ。

また、名称問題は学習内容に関しても

誤解を生みだした。それは法教育を従前からある司法（制度）教育や消費者教育と同一視することだ。確かに、新学習指導要領において法教育の一環として、司法（制度）教育や消費者教育の充実がうたわれている。しかし、それは法教育の周辺部分でしかない。法教育の本質とは、法に関連するテーマを用いて価値の葛



藤を引き起こし、徹底して思考させ、他者の意見も聞いた上で、根拠のある自己意見を主張出来るようにし、最終的には他者の意見と自己の意見を調和させることの出来る自律した市民の養成を目指す、真に「生きる力」を育むものである。

この前提に立ち法教育の普及をどう図るのか。最大の課題は学校現場で実践者を拡大することである。よく言われることであるが学校現場は多忙感に満ちてい

る。教科指導・担任業務・部活動の指導、こうした定常的業務に追われる中、ともすれば学校現場は新しい教育実践への挑戦に対して後ろ向きになりがちである。幸いにして法教育については法曹三者をはじめ、地域の方や保護者の方など外部の方に協力いただくことが出来る教育実践であり、

またその方が教育効果の上がる教育実践である。学校現場で行われる限りはあくまでその授業主体は教員であるべきだが、教材などはインターネット上のものなどを活用することにより導入のハードルを低くすることもできる。この際注意しなければならないのは、法教育教材はカスタマイジングが必要であるということだ。どんなに優れた教材であっても、細部について実施する学校の実情に合わせた微修正が加えられなければ生徒に実感やリアリティを持たせたい。

授業展開は望めない。こうした点は従来の教科の授業実践と比較すると、いわゆる教科書通りに授業をするわけにはいかず、毎年創意工夫を求められ、法教育の実践を困難にする要因である。これこそ法曹との連携で乗り越える課題であり、法教育には法曹との連携が不可欠であるという考えの根拠である。以上、色々述べてきたが、今は一校でも一人でも多くの方による実践の蓄積こそが、法教育の発展充実のために必要な時期である。

「病欠で授業を受けることが出来なく残念であった」。私の法教育実践に関する、ある生徒の感想である。繰り返しになるが、法教育は従前の知識獲得学習とは一線を画す、真に「生きる力」を育む教育実践である。本稿を通じて一人でも多くの方に法教育に興味・関心をお持ちいただければ幸甚である。右記に私の電子メールアドレスを示す。法教育実践に興味をお持ちの方があれば全力で支援させていただきますのでご連絡を賜りたい。



島根県立隠岐高等学校 公民科 教諭

武藤立樹

●武藤教諭への連絡はこちらまで
mutou.tatuki@khaki.plala.or.jp

イベント紹介

第5回高校生模擬裁判選手権

高校生による迫真の法廷論争

8月6日、日本弁護士連合会が主催する「第5回高校生模擬裁判選手権」が東京・大阪・香川の3ヶ所で開催され、全国から18校が参加し、迫真の法廷論争が繰り広げられました。

この大会のねらいは、模擬裁判を通じて、ものごとの考え方や、それを表現する方法を学ぶとともに、刑事裁判の原則やひとつひとつの手続きの意味を理解するというものです。

参加した高校生には、ひとつの事件が素材として示され、その後、検察チームと弁護チームとに分かれて刑事裁判の準備が進められます。準備の段階では、弁護士や検察官などの法律実務家からアドバイスを受けながら、自分たちの力で事件の争点を見つけ出して整理するなどし、最後には、実際に法廷に立って、証人尋問や被告人質問を行うなど刑事法廷の基本的な手続きやルールに沿って論戦が行われました。

■事件のあらすじ

ひとりの青年が、恋人の誕生日にサブライズ・プレゼントとしてダイヤモンド

の指輪を贈ろうと考え、宝石店を訪れました。しかし、ちょうどそのとき、その宝石店でダイヤモンドの指輪が盗まれるという事件が起きます。そして、彼が着ていた真つ赤なダウンジャケットのポケットの中からは、盗まれたという指輪が……。窃盗事件の被告人として法廷に立った青年は、これは偶然の事故だと弁明しますが、検察官は、青年の弁明は嘘であると主張します…。

■大会の結果

●関東大会(於…東京都)

湘南白百合学園高等学校が5連覇

関東大会を制したのは、神奈川県湘南白百合学園高等学校で、今年で5連覇達成となりました。模擬裁判に取り組む様子から



節電のため弁護士会館で開催された関東大会

は、裁判の原則や刑事手続の意味をしっかり理解していることがうかがえ、また、ものごころを正確に捉え、それを分かり易く丁寧に伝えるという意識の高さが感

じられました。

同校をサポートしていた入坂弁護士は、「審査員用のプレゼン資料の作成といった模擬裁判に向けた作業だけではなく、来訪者に対する挨拶や教室の後片付けに至るまで、ひとつひとつの作業がとても丁寧でした。裏表のない自然で誠実な所作に、深い感銘を受けました。」とコメントされていました。

●関西大会(於…大阪府)

光るプレゼンテーション能力

今回の大会は、出場常連校が多く、プレゼンテーション能力が高いのが特徴的でした。また、同じ事件であるにも関わらず、立証に



本物の法廷で繰り広げられる模擬裁判(関西大会)

使用する材料や事件の捉え方がバリエーションに富んでいたことが印象的でした。例えば、「これから犯行に及ぼうとしている人が目立つ真つ赤な服を着たりはしない」「犯行現場は5階ですぐには逃走できない」という主張・説明があったのです

が、予め示される事件書類にはこうした記述は一切無く、自分たちで立証に使えるような材料として見つけ出したものでした。ちなみに、優勝校は京都教育大学附属高等学校で、こちらも5連覇達成です。

●四国大会(於…香川県)

感動を呼んだ白熱した試合展開

四国大会では、被告人に詰め寄る検察官の質問に、弁護人から「異議あり!」と大きな声があがるなど、白熱した論戦が展開されました。ま



試合が終わった後の表彰式(四国大会)

た、説明の際には、傍聴人にも見えるようにパネルを使用するなど、裁判員制度を意識した場面も見られました。審査委員のひとりである検察官からは、「新人だった頃の忘れかけていたものを見せていただいた」というコメントもありました。四国大会2連覇を達成した高松市立高松第一高等学校の生徒は、「高校生活の良い思い出ができた」と涙ながら喜びを語りました。

学習協力

東京未来塾の塾生が 法テラスの業務を体験

7月25日から27日までの3日間、法テラスでは東京未来塾の塾生4名を受け入れ、昨年度に引き続いて体験学習を実施しました。これは、塾生に体験学習の場を提供するだけでなく、法を身近に感じていただくための活動の一環として行われているものです。

■法テラスでの体験学習とは？

高校生の体験学習と聞くと表面的なものと思われるがちですが、東京未来塾の場

●プログラム概要

- 25日 午前：法テラス概要紹介、法制執務の説明・体験学習
午後：民事法律扶助業務の説明・体験学習、情報提供業務の説明・体験学習
- 26日 午前：広報業務の説明・体験学習
午後：国選弁護等関連業務の説明・体験学習、犯罪被害者支援業務の説明・体験学習
- 27日 午前：地方事務所業務の説明
午後：体験学習(広報業務)、スタッフ弁護士との座談会

合は3日間・毎日約8時間と、かなり充実したプログラムが組まれています。

法テラスでは25、26日の2日間は中野区の本部で、そして27日は新宿区四谷の東京地方事務所で体験学習を行いました。

本部の広報業務での体験学習では「広報」と「広告」の違いを説明した後、「ホームページ」は広報でどのような働きをするか」「法テラスのホームページについてどう思うか」「法テラスの認知度を上げるにはどのような方法があるか」についてディスカッション等を行いました。

また、東京地方事務所では、職員から地方事務所における業務の説明を受け、情報提供業務や民事法律扶助業務を行う施設の見学を行いました。さらに、スタッフ弁護士の馬場真由子弁護士との座談会では、民事事件について法律相談から事件処



体験学習初日に法テラスの概要説明を聴く4名の塾生



塾生に解説するスタッフ弁護士の馬場弁護士

理までの流れの説明を受け、塾生が弁護士役を務める模擬法律相談(ロールプレイ)と法律クイズを体験しました。

■担当した職員の声

(人事課) 3日間、真剣に取り組む姿に大変感心しました。これから法テラスの意義を広めていっていただきたいと思います。(総務課) 法テラスの広報活動についてのディスカッションでは、様々な意見が出ました。高校生ならではの視点に、こちらは大変勉強になりました。

(東京地方事務所) 民事法律扶助業務について、利用が多い相談分野、審査での苦勞話、働きがいなどについて、興味を持って聞いてもらえました。また、国選業務については、複雑な刑事事件の制度について話しましたが、身近ではなくても大事な制度であることを理解してもらえました。

■体験学習した塾生の声

後日、体験学習に参加した塾生からは、「法テラスをもっと多くの人に知ってもらうためには、何ができるか、一緒に考えさせていただいたのは、とても刺激的で勉強になりました」「弁護士の方のお話を聞くことができ、良い経験になりました」等々の声が寄せられました。3日間とはいえ大変有意義な体験学習でした。

●東京未来塾とは

日本の将来を担い得る改革型リーダーの育成を目的として、東京都教育委員会が平成16年に開設。都内の高校3年生約50名を選抜し、1年間を通して「課題解決学習」「ゼミナール」「特別講義」「体験学習」の講座を開設している。

法テラス 被災者支援

3月11日に発生した東日本大震災から既に半年が過ぎましたが、いまだに多数の行方不明者や避難所生活を余儀なくされている方々がいます。こうした状況の中、法テラスは被災者支援のために弁護士会をはじめとする関係機関、地方自治体等の協力のもと、宮城県沿岸部3カ所に出張所を設置することになりました。

■本格的な支援活動を進めるために

10月3日には、まず南三陸出張所(法テラス南三陸)が業務を開始します。

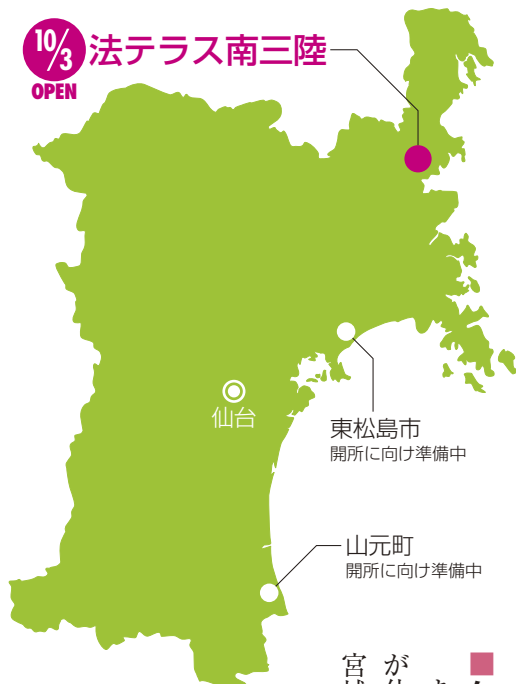
今回、出張所を設置することになった理由の第一は、司法へのアクセスという問題です。今回出張所を設置する地域は壊滅的な被害を受けましたが、法テラスの地方事務所がある仙台市からは離れた距離にあります。従って、これらの地域に住む被災者の方々が、簡単に窓口を利用することは難しいという状況にあります。

第二は、避難所から仮設住宅への入居が進み、被災後の生活が少しずつ安定していくにつれ、さまざまな法的問題が表面化してきていることです。前号でも紹介しましたが、法テラスには「住まい・不動産」「生活上の取引」「事故・損害賠償」などに関する相談が絶えず寄せられています。

そして第三は、法テラスは公的機関であるため被災地の各自自治体や関係機関と連携すること、より利用しやすい窓口として機能できることです。

■欠かせない宮城県との連携

また、去る6月30日には、梶谷剛理事長が仙台弁護士会の森山博会長らとともに宮城県の村井嘉弘知事を訪問。県内3カ所に法テラスの出張所を設置することを報告しました。知事からは「法律相談の必要性を感じていても敷居が高く相談に行けない被災者にとって、出張所が身近な窓口となるよう、県としてもさまざまな機会で紹介し協力していきたい」との言葉をいただいています。



法テラス南三陸の業務内容

弁護士による無料法律相談

常に弁護士が待機し、ご収入などを伺った上、法テラスの無料法律相談、または弁護士会の無料法律相談を受けることができます。

各分野の専門家による無料相談

司法書士や行政書士、土地家屋調査士、社会保険労務士、社会福祉士、建築士、税理士などの専門家による相談を無料で受けることができます。

弁護士・司法書士費用の立替え

条件を満たす方は、審査の上、民事裁判などにかかる弁護士・司法書士費用を法テラスが立替える民事法律扶助制度をご利用いただけます。

ADRによる紛争解決支援

震災に関する様々な法的紛争の解決に、弁護士会が行うADR(裁判になる前に紛争を解決する手続き)をご利用いただけます。

車による巡回無料法律相談

相談室機能を備えた自動車により、仮設住宅等を巡回して無料法律相談を行い、被災者のさまざまな法的ニーズに対応します。

●業務時間：平日 9:00～17:00

*法律相談は16:00まで

●TEL：0503383-0210

●住所：宮城県本吉郡南三陸町志津川
字沼田56番地(バイサイドアリーナ横)

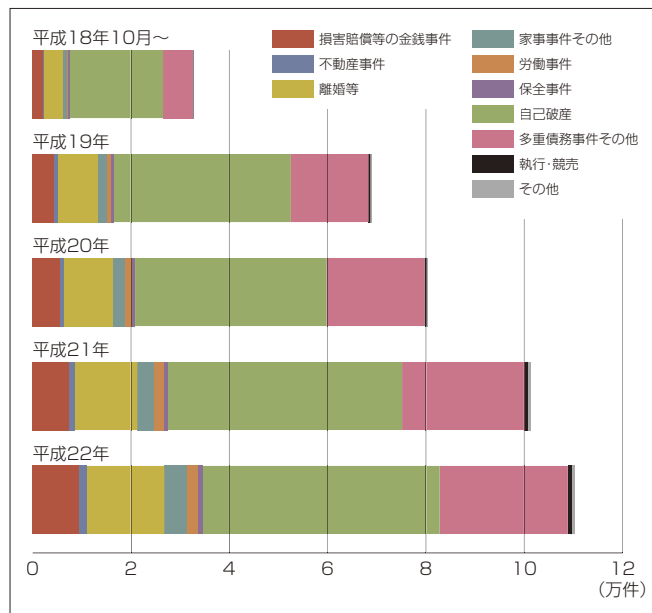
司法へのアクセスを確保するために
宮城県沿岸部3カ所に臨時出張所を設置

■代理援助件数、5年間の推移

「弁護士又は司法書士を代理人として、民事裁判等の手続をする際に代理人に支払うべき費用と実費を立て替える」代理援助は、平成22年度を終えた時点で累計約40万件にものぼっており、毎年度、件数は増えてきたことがわかります。

事件別に見ますと、自己破産を含む多重債務事件が一貫して全体の大半を占める状況ですが、離婚事件をはじめ、金銭事件、そして労働事件の割合が徐々に上がっています。特に、離婚や相続等を含めた家事事件は、平成19年度は1万1911件、20年度は1万2、472件、21年度は1万6、054件となっており、22年度には2万4311件と19年度に比べ2倍に増えています。

また、多重債務事件の割合は、少しずつ減少してきています。国や自治体による多重債務問題への取組みが着実に成果をあげていることがうかがえます。

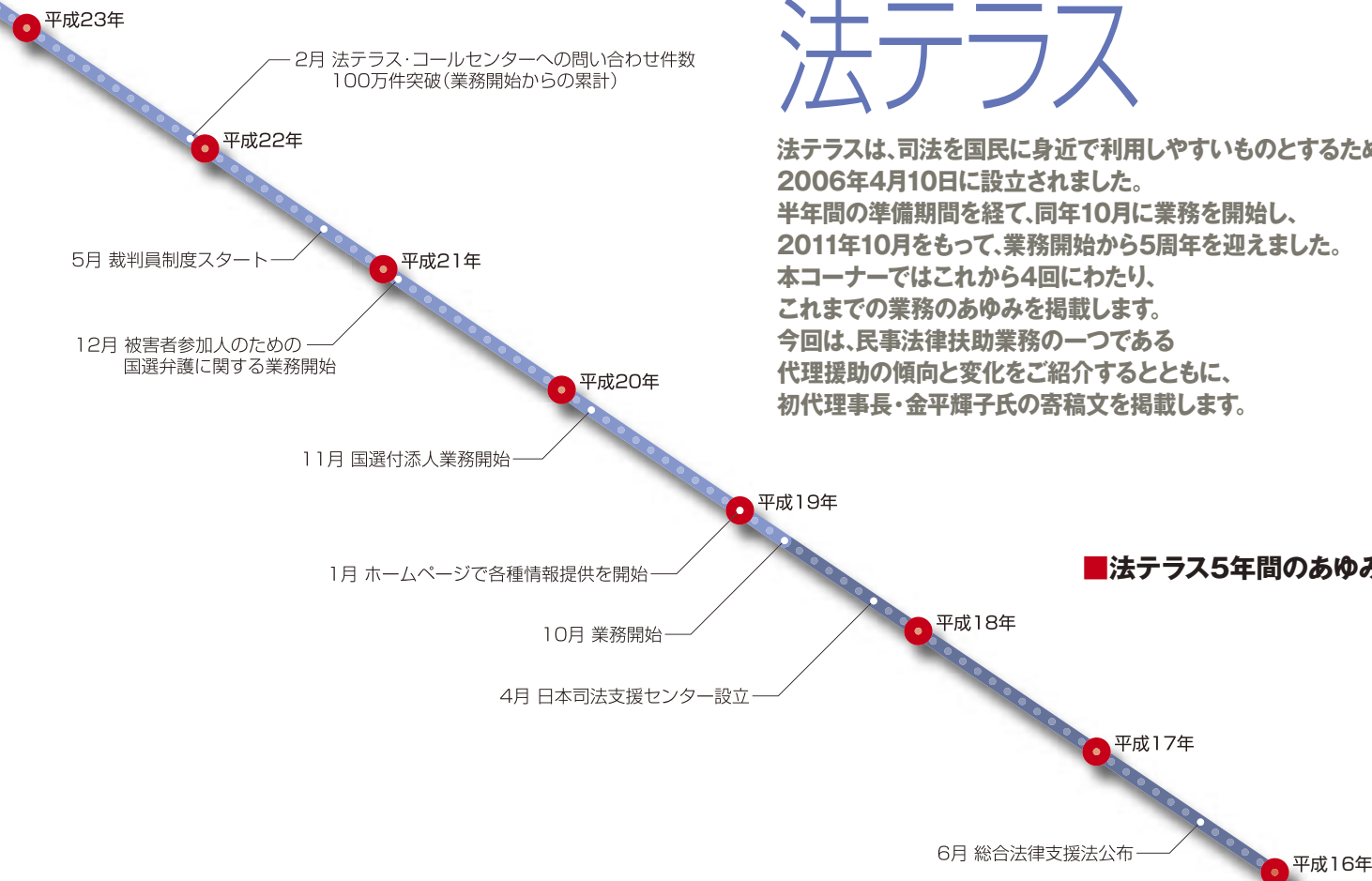


法テラス草創の足跡①

業務開始から5周年を迎えた法テラス

法テラスは、司法を国民に身近で利用しやすいものとするため、2006年4月10日に設立されました。半年間の準備期間を経て、同年10月に業務を開始し、2011年10月をもって、業務開始から5周年を迎えました。本コーナーではこれから4回にわたり、これまでの業務のあゆみを掲載します。今回は、民事法律扶助業務の一つである代理援助の傾向と変化をご紹介しますとともに、初代理事長・金平輝子氏の寄稿文を掲載します。

■法テラス5年間のあゆみ



司法 の 風景

人と法をつなぐ
法テラス



初代理事長 金平輝子氏

2006年10月2日、東京・中野の真新しいビル8F。80台を超す電話器の前にオペレーターが配置にいた。職員・関係者を上回る報道陣。午前9時、心の中のカウントダウンが終わるや否や、一斉にコール音が。法テラスが、業務を開始した瞬間だった。

司法制度改革審議会は、「国民の司法」の確立をめざし、人間一人ひとりが自由に誇りを持った存在として生きていくために、良質なサービスに接することの必要性を指摘していた。架電によって、自ら

会。地方事務所が提供する司法サービスは、トラブルを抱える方の地域とともにあるべきだ、という信念があった。

かつて私は、行政の立場で、福祉臨床の場にたっていた。思いがけなく自立を阻害される人。トラブルに巻き込まれる人。社会は、セーフティネットを用意するが、複合的な阻害要因が、人々を苦しめる。一人ひとりの目線に沿って、寄り添う覚悟が必要と教えられた。この稿をまとめた際、たまたまネット上で静岡地方事務所の法律家と精神科医が、連携して地域で、自殺を防ぐ取り組みを始めたことを知った。プロによる協働が、新しい力となつて、個人はもとより

トラブル解決の一步を歩もうとする方々に、今後、法テラスが果たす役割は大きい、と思った。

ところで、鳴り止まないコール音と、取材のあわただしさの中でも、私の想いは、同じくその日、業務を開始した全国50箇所の法テラス地方事務所の上にあった。事前に訪れた事務所の風景。やっと、前

日、電話が通じた所もあった筈だ。地方事務所が、中野「本部」と決定的に違うのは、それが、地域の中にあることだった。トラブルを持つ人が暮らす地域社

していくに違いないと感動した。今回の東日本大震災に、法テラスは、いち早く被災地に入り、地元の関係機関と共に、支援体制を模索された、と聞く。まさに遠かった司法サービスが、身近な形で人々を支え始めたのである。

「司法の風景が変わるかもしれない」センター発足の日に描いた夢の実現が加速しそうだ。

2011年9月14日 金平輝子

平成24年

4月
法テラス・
コールセンター、
仙台へ移転



法テラス設立記者会見（平成18年4月10日）



業務開始に向けてコールセンターの試行を実施（平成18年9月）

スタッフ弁護士からの メッセージ

11

法テラス岩手法律事務所
常勤弁護士

鈴木真実

現在、全国各地の法テラスでは、約210名の弁護士がスタッフ弁護士（常勤弁護士）として活躍しています。今回は、法テラス岩手法律事務所の鈴木真実弁護士のメッセージを紹介します。

■岩手県内2番目の法テラス事務所

当事務所は、平成22年1月、岩手県内で2番目の法テラス法律事務所として、石割桜で有名な盛岡の地に開設されました。その桜のような力強さと温かさのあふれる住民の皆さんに支えられ、1年9カ月が経過したところです。

私がスタッフ弁護士として働こうと決心したのは、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現すること」という法テラスが掲げる目標を知り、そのような取り組みに参加したいと強く感じたからです。ある日突然、法



地方事務所の皆さんと一緒に。いつも温かく私を支えてくれる皆さんです（後段中央 鈴木弁護士）

的な問題に直面

してしまった――

そんなときに何をすれば良いのか、どこに相談

すれば良いのか、そもそもこれは

法律の問題なのか等々、悩みをすべて独りで抱え込んでしまっ

ては、身体も、心も、疲れてしまいます。独りでは

はない、一緒に考えられる場所があるのだと、皆さんにお伝えしたいと思って、これまでの間、

業務に従事してきました。相談に来られた方から、話をしただけでも気持ちが軽くなった、少し

ずつ進む方向が見えてきて安心したと言っていただけることが、私にとっても活力につなが

る瞬間です。

■遠慮せずに何でもご相談下さい

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、岩手県内でも多くの尊い命が奪われ、生活の基盤が失われました。弁護士として何が出来るだろうかと自らに問いながら、県内外の弁護士・関係機関の方々と共に、電話相談や避



担当事務の西館さん。二人三脚で業務を行っています

難所等での法律相談等を実施してきました。

その中で、「こんなことを聞いて良いのかどうか……」何を相談すれば良いのか全く整理でき

ていなくて……と、申し訳なさそうに話し始める方に出会ったことは一度や二度ではありま

せん。でも、申し訳なく思う必要は全く無いのです。遠慮せずに、何でも相談していただい

て良いのです。一緒に話しながら疑問点や問題点を解きほぐしていくこそが、私たち弁護士

の役割なのです。この半年間、「ああ、弁護士や法律相談というのはこんなにも敷居が高いの

か」と、改めて痛感すると共に、この未曾有の事態においてこそ、「一緒に、一つずつ順番に、取

り組んでいきましょう」とお伝えしたい、お伝えしなければと思うようになりました。

法テラスには、無料相談・弁護士費用立替援助など、安心してご相談・ご依頼いただける仕

組みがあります。スタッフ弁護士だけでなく、他の契約弁護士も参加している制度です。こ

の広報誌が、「どうやら『法テラス』というところがあるらしい。何だか色々な制度もあるみたいだし、ちょっと相談に行ってみようかな」

と、最初の一步を踏み出していただききっかけになることを願っています。

東日本大震災では、他の弁護士等と協力して
電話・巡回相談を実施しました。

ほ法、なるほど。

5年前の10月30日に96歳で亡くなった文化勲章受章者・白川静さんの漢字学は、3千数百年前に出現した象形文字の書き方、読み方、意味を解き明かすところから始まります。誰かに教わったり先蹤(せんしょう)を追うのではない、独力独行の学問でした。

その深遠な研究成果をもとに著した字書3部作『字統』『字訓』『字通』で「法」を引くと…正字は「灋」。水・去・鷹の3字の組み合わせで、神のお告げによる裁きで敗訴となった者を川や海に流し去る罰を意味した、とあります。やがて字形は鷹を省いた「法」になり、字義は「法制・規範・法則・方法」に広がります。

法治国家たる現代日本には、法律が沢山あります。総務省の法令データ提供システムで数えて1900本弱にもなる、膨大な法律群の中で民法、刑法は別格の存在です。誰もが知る、いわば民事諸法、刑事諸法の中心に立つ太い柱です。ただ、有名ではあっても、共に明治生まれの法律だと知る人はどれだけいらっしゃるでしょう。

民法の施行は、1898(明治31)年。総則・物権・債権・親族・相続の5編のうち、親族編と相続編は1947年に新憲法に合わせて全面改正しましたが、他は、条文を口語に書き換えたときに多少手を入れた以外、ほぼそのまま今日まで来ました。

110年余りの間に、日本の社会、経済また人々の暮らしや価値観はすっかり改まっています。それなのに世の中の権利義務の基本を定めた法律が19世紀のままでよい

若返れ、明治の法律



法テラス理事
安岡崇志

わけではない…というもつとも至極な考えから、今、法務省法制審議会で債権編の全部と総則の一部の改正要綱づくりが進んでいます。平成25年2月までに中間試案を固める予定です。

刑法と刑事訴訟法も、つぎはぎ式の改正や口語化をのぞけば、それぞれ1908(明治41)年、1949(昭和24)年以來の古い法律なので、法務大臣が「時代に即した新たな刑事司法制度を構築する必要があるはず」と諮問し、今年夏、法制審特別部会が、どの法律をどう整備したらよいか議論を始めました。かなり、大がかりな改正意見がまとまるかもしれません。

白川静さんは『字統』の「法」の項にこう記しています。「灋の字形・字義の推移のうちに、古代的な法観念の展開をたどれる」

そう、人々の法観念は時代とともに推移し展開します。もちろん法律がコロコロと変わっては不都合です。しかし社会生活を送るための決まりごとが遠い遠い昔と変わらないのも、同じくらい不都合です。あまりにも長く続いた法律は若返らせないといけません。

法テラスは、期待される役割をより良く果たすため、運営理念を定めています。この理念の下、役員は職務に取り組んでおります。

法テラス運営理念

使命

私たちは、司法が個人の尊重を基礎に自由で公正な社会を築くための礎であることを深く認識し、すべての人と司法を結ぶ架け橋として、誰もが、いつでも、どこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指します。

心がまえ

私たちは、一人ひとりがお互いを尊重し、相手の気持ちを思いやる心をもって、「自律」「協働」「創造」の精神で、私たちの使命に向かって取り組みます。

行動指針

- 一、私たちは、人間性豊かで質の高いサービスの提供と多様化する社会のニーズへの的確な対応に努めます。
- 一、私たちは、関係機関・地域社会と連携し、法律専門家等の援助によって誰もが安心して暮らしていける社会づくりに貢献します。
- 一、私たちは、日本社会と世界の動向にも関心を払い、広い視野をもって日々の業務に取り組みます。
- 一、私たちは、効率的で適正な業務遂行を心がけ、より良いサービスが広くいきわたるよう努めます。
- 一、私たちは、高い倫理観をもって、個人情報保護に関する規程をはじめ法令等の規範を遵守し、常に国民の信頼を確保するよう努めます。

締め切り迫る! 法教育懸賞論文

- 応募資格 : 制限なし(グループの共同執筆も可)
- テーマ : 学校現場において法教育を普及させるための方策について
- 字数 : 4000字以上6400字以内(A4判用紙を使用のこと)
- 提出期限 : 平成23年10月31日(必着)
- 賞及び賞金 : 法教育推進協議会賞(1通) 10万円
日本司法支援センター賞(1通) 10万円
社団法人商事法務研究会賞(1通) 10万円
奨励賞(3通以内) 各3万円
- *該当無しの場合もあります。

●お問い合わせ先
法務省大臣官房司法法制部司法法制課
〒100-8977
東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL 03-3580-4111(内線2362)
FAX 03-5511-7205
e-mail housei06@moj.go.jp
※詳細情報は上記問い合わせ先、あるいは
法テラスホームページにてご確認ください。

法テラスは各種のご寄附をお受けしております。

ご寄附のお申し込み・お問い合わせは、
法テラス本部または最寄の地方事務所へ

法テラス・サポーターズクラブ

法テラスの周知活動と寄附にご協力いただく応援組織です。「法テラスを応援したい」「法テラスをもっとたくさんの人に知ってもらいたい」という方なら1口1,000円以上の寄附で、どなたでもご入会いただけます。お申し込みは、法テラス・ホームページでも受け付けています。

個人の方からのご寄附、遺言によるご寄附、相続財産のご寄附、法人様からのご寄附

法テラスは、特定公益増進法人に指定されていますので、寄附をしていただいた方は、所得税、相続税、法人税の優遇措置を受けることができます。

しょく罪寄附

しょく罪寄附とは、覚せい剤取締法違反、贈収賄、脱税など被害者のいない刑事事件や、被害者に対する示談ができない刑事事件などの場合に、被疑者・被告人が事件への反省の気持ちを表すために公的な団体等に対して行う寄附です。裁判所により情状の資料として評価され、弁護士からも反省の気持ちを表すのに有効であるとの感想が寄せられています。

2010年度は、約1億4,000万円のご寄附をいただきました。

ご寄附のお申し込み・お問い合わせは、
法テラス本部または最寄の地方事務所へ

【編集後記】

今号では法教育を特集しました。法教育に携わる方々の話を聞き、法教育の必要性、大切さについて大変勉強になりました。これから、「生きていくための力になる法教育」を広めるお手伝いをしていきたいと改めて思いました。(K.N)

●本誌へのご意見をお寄せください。

法テラス本部総務課広報係
〒164-8721
東京都中野区本町1-32-2
ハーモニータワー8階
Eメール : koe@houterasus.or.jp



法テラスは、国が設立した公的な法人です。

法テラスとは、日本司法支援センターの愛称です。法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやとしたココロに光を「照らす」場という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」(さんさんと日が差し、気持ちの良い場所というイメージを持つ)のような場でありたいという意味を込めています。

■法テラス・サポートダイヤル



お な や み な し
0570-078374
IP電話・PHSからは03-6745-5600

■犯罪被害者支援ダイヤル



な く こ と な い よ
0570-079714
IP電話・PHSからは03-6745-5601
●平日 9:00~21:00 ●土曜日 9:00~17:00

■ウェブ検索

法テラス

検索

メールマガジン配信中

法テラスのタイムリーな情報はメルマガ「ほうてらすPlus」で。
パソコン版と携帯版、登録は無料です。

登録はホームページから ▶ <http://www.houterasu.or.jp>

法 テ ラ ス ク イ ズ

Q1 少額訴訟とは、少額の金銭支払いトラブルを解決するために、簡易裁判所が1回の審理で判決を出す裁判制度ですが、少額とは次のどれでしょうか？

1:10万円以下 2:30万円以下 3:60万円以下 4:90万円以下

Q2 債務整理には4つの方法がありますが、裁判所に申し立てずに行うのは以下のどれでしょうか？

1:任意整理 2:破産手続 3:個人再生手続 4:特定調停

分かりましたか？

正解及び解説は法テラスのホームページ
または携帯サイトで!!

